

札幌市印鑑条例の一部を改正する条例案
令和 2 年（2020 年）2 月 18 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市印鑑条例の一部を改正する条例

札幌市印鑑条例（平成 3 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。
 - (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）
- (2) 第 11 条第 4 号中「後見開始の審判又は失踪の宣告を受けた」を「第 2 条第 2 項第 2 号に該当するに至った」に改め、同条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。
 - (5) 印鑑登録者が失踪の宣告を受けたことを知ったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことを踏まえ、一律に成年被後見人が印鑑の登録を受けることができない旨の規定を削除する等のため、本案を提出する。